



外国為替及び外国貿易法違反企業に対する警告を行いました

本件の概要

経済産業省は、本日、株式会社サーテックカリヤ（法人番号：6180301014031）に対し、厳正な輸出管理を求めることを主な内容とする警告を行いました。

1. 事件の概要

株式会社サーテックカリヤは、平成25年2月から平成26年8月にかけて、故意に輸出インボイスの品名を改ざんし、外国為替及び外国貿易法の規制品目に該当する「熱交換器及び部分品」5件7基をフィリピン、インドネシア等向けに、経済産業大臣の許可を受けずに輸出しました。

また、非該当と偽り、平成22年7月及び平成24年5月には「熱交換器」2基を米国向けに、平成22年12月に「硫化ナトリウム九水和物」500gをフィリピン向けに、該非判定することなく、経済産業大臣の許可を受けずに輸出を行いました。

2. 当省の対応

本日、経済産業省は、株式会社サーテックカリヤに対し、厳正な輸出管理及び再発防止措置の徹底を求める貿易経済協力局長名の警告を発出しました。

警告対象企業

株式会社サーテックカリヤ
代表取締役社長：竹内 弘一
所在地：愛知県刈谷市神明町6-100
法人番号：6180301014031

担当

貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易検査官室長 阿部
担当者：笠間、鈴木
電話：03-3501-1511（3276～8）
03-3501-2841（直通）
03-3501-0996（FAX）

公表日

平成29年8月10日(木)